

生活支援サービス契約書

有限会社ケアサービスこまつ(以下「甲」という)と_____ (以下「乙」という)とは、賃貸借の目的である建物「和(なごみ)」(東京都三鷹市大沢1丁目2番44号)における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

第1条(契約の目的)

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス(必須サービス)を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条(生活支援サービスの内容)

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載します。

第3条(サービス提供の記録)

- 1 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存します。
- 2 乙は、甲において、乙に関する第1項の諸記録を閲覧できます。

第4条(サービス料金等)

基本サービス(状況把握(安否確認)、生活相談、緊急時対応)の料金は、月額金25,000円(税込)とし、1か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を30日として日割計算した額とします。

第5条(サービス料金の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第6条(サービス料金の支払)

- 1 第4条第1項に定める基本サービスの料金について、甲は請求書に当月分の明細を付して翌月16日までに乙に請求し、乙は、翌月末までに甲へ振込みの方法で支払います。
- 2 乙が途中で本契約を解除した場合、1か月を30日として日割り計算の方法により甲が精算します。
- 3 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

第7条(有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わず「和(なごみ)」(東京都三鷹市大沢1丁目2番44号)における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。
- 2 契約期間満了日の30日前までに、乙または乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とします。

第8条(事業者からの契約解除)

- 1 甲は、乙の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。
 - ①一定の観察期間をおくこと。
 - ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
 - ③契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。
 - ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において、乙に対し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

第9条(利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、30日の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第10条(秘密保持)

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。
- 3 入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)を遵守します。

第11条(緊急時の対応等)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第12条(賠償責任)

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第13条(相談・苦情対応)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第14条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第15条(本契約に定めのない事項)

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条(合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、「和(なごみ)」(東京都三鷹市大沢1丁目2番44号)の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その1通を保有するものとします。

年 月 日

甲(登録事業者)

<住所> 東京都三鷹市大沢 1-2-41

<氏名> 有限会社ケアサービスこまつ

代表取締役 小松 和枝 印

乙(契約者)

<住所>

<氏名> 印

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業者の名称	フリガナ ユウゲンガイシャケアサービスコマツ
	有限会社ケアサービスこまつ
事業者の所在地	〒 181-0015
	東京都三鷹市大沢 1-2-41
事業者の連絡先	電話番号 0422-39-3520
	FAX番号 0422-39-3521
	ホームページアドレス http://www.keakomatsu.jp/
事業者の代表者名	小松 和枝

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業主体の名称	フリガナ ユウゲンガイシャケアサービスコマツ
	有限会社ケアサービスこまつ
事業主体の主たる事務所の所在地	〒 181-0015
	東京都三鷹市大沢 1-2-41
事業主体の連絡先	電話番号 0422-39-3520
	FAX番号 0422-39-3521
	ホームページアドレス <input checked="" type="radio"/> http://www.keakomatsu.jp/
	<input type="radio"/> 無
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名 小松 和枝
	職名 代表取締役
事業主体が行っている主な事業等	小規模多機能型居宅介護施設

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
住宅の名称	フリガナ ナゴミ
	和
住宅の所在地	〒 181-0015
	東京都三鷹市大沢1丁目2番44号
住宅の連絡先	電話番号 0422-39-3520
	FAX番号 0422-39-3521
	ホームページアドレス carekomatsu@onyx.ocn.ne.jp
住宅の管理者名	小松 善久
住宅の開設年月日	平成28年9月7日
居住の契約方式	普通賃貸借契約

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等

ご入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、以下の基本サービスを提供いたします。
 ご入居者が介護や医療を必要とする場合は、円滑に介護サービスや医療サービスを受けられるよう、介護事業所や医療機関と連携を図ります。
 なお、介護事業所や医療機関と連携する場合にも、ご入居者は、連携先以外のサービス事業者のサービス（介護保険サービス、医療サービス等）を自由に選択することができます。

住宅で対応できる医療的ケアの内容

当住宅では看護師がいないため、常時医療行為が必要な方への対応はできません。
 胃ろう・腸ろう・I V H・点滴管理・ストーマ処置・インシュリン注入管理等医療行為が必要な場合は、協力医療機関との連携による対応が可能な場合があります。

基本サービス（入居者様全員が受けるサービスです。）

サービスの種類	料金	（提供方法・提供者）
状況把握（安否確認）	25,000円 ／月額	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、午前10時頃に各住戸に住宅職員が伺い安否の確認を行います。 ・上記以外の時間帯も、ご入居者様（ご家族様）とご相談の上、必要に応じて行います。 ※提供者：有限会社ケアサービスこまつ
生活相談		<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を送る中で、お困りのこと、介護度が重くなった場合のご不安等について、住宅職員がご相談をお受けします。 ※提供者：有限会社ケアサービスこまつ
緊急時対応		【9時～17時】 <ul style="list-style-type: none"> ・日中は、各住戸のベッドサイド、トイレ、浴室に設置してあるナースコール（緊急通報設備）を押していただければ、住宅職員が駆けつけご家族や主治医、医療機関への連絡、救急車の要請等の必要な対応を行います。 【17時～9時】 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間は、隣接の法人事務室に待機している宿直職員がナースコール（緊急通報設備）を受信し各住戸まで約5分以内に駆けつけ、状況を確認し必要に応じて上記と同様な対応をいたします。 ※提供者：有限会社ケアサービスこまつ

医療連携の内容

協力医療機関	1	名称	医療法人社団慈敬会 府中医王病院
		住所	東京都府中市晴見町1-20
		診療科目	消化器科、内科、整形外科、循環器科
		協力内容	訪問診療、往診、健康相談、定期健康診断、他医療機関への紹介
協力医療機関	2	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力内容	
協力歯科医療機関		名称	
		住所	
		協力内容	

5. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法

基本サービス費は月末締めとし、翌月16日に請求書を発行し送付します。

支払方法

請求金額を、月末までに銀行振込の方法によりお支払いいただきます。（振込み手数料は、利用者様のご負担となります。）

6. 苦情に対応する窓口等

苦情に対応する窓口等の状況			
窓口の名称	苦情受付窓口（担当者：小松 善和）		
電話番号	0422-39-3520		
対応している時間	平日	9時 00分	～ 17時 00分
定休日	土日・祝日		
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応			
具体的な対応	本契約に基づき、生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一、事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。		
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況			
1 あり	実施日		
	結果の開示	1 あり	2 なし
2 なし			

7. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
外出・帰宅及びご家族様等の来訪等の時間制限はありません。 なお、夜間の外出の際や外泊時は、事前に住宅職員へご連絡下さい。	
共用施設の利用について	
共用廊下・談話室	共用廊下・談話室には迷惑になる物を置かないようにしてください。

8. 契約の解除内容等

入居者からの解約		
入居者は事業者に対して、解約する30日前までに文書にて解約の申し出を下記連絡先に通知することで、本契約を解約することができます。		
契約解約時の連絡先	名称	有限会社ケアサービスこまつ
	電話番号	0422-39-3520
事業者からの解除		
事業者は、生活支援サービス契約書第8条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解除することができます。 ①他の入居者の生命の危害を及ぼす恐れがある場合 ②本契約を継続することが社会通念上、著しく困難な場合 ③入居者が正当な理由なく支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがない場合		

9. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	
<input checked="" type="radio"/> 有	無 (あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)

説明年月日

平成 年 月 日

様に対して、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

登録事業者名 有限会社ケアサービスこまつ

所在地 東京都三鷹市大沢 1-2-41

代表者名 代表取締役 小松 和枝 印

説明者氏名 印

私は上記事業者から、生活支援サービス契約書及び生活支援サービス重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

署名 印